

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	201
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認（技術移転事業者）
特例措置を講じるに当たっての条件	国立大学教員等が技術移転事業者（TLO）の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ技術移転事業が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、特区において実施。

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

【以下の事項について、人事院に要請する。】

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	規則		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-17		

特例を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。		
特例措置の内容	国立大学教員等が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立大学教員等」の「等」とは、人事院規則14-17に定められている者と解してよいか。</li> <li>・認める「主体」を明示されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴見のとおり。</li> <li>・認める「主体」は、人事院規則14-17に定める承認権者（国立大学の長等）である。</li> </ul>
実施主体	国立大学等、国立大学教員等、技術移転事業者	(その他の内容の整理をまって調整) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立大学等」の「等」とは、何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立大学等」とは、人事院規則14-17に定める大学、高等専門学校、大学共同利用機関、特定試験研究機関などである。</li> </ul>
想定対象地域	特になし		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	国立大学教員等がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日時の特定」ではなく、あらかじめ定められている公務の時間を除いた勤務時間のうちの時間数及び頻度のみを特定すればよいではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部について職務専念義務を免除することとする措置なので、その免除する日時は特定する必要がある。</li> </ul>

1. プログラム別表1の該当部分

番号	202
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認（研究成果活用企業）
特例措置を講じるに当たっての条件	国立大学教員等がベンチャー企業等の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ研究成果活用事業が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、特区において実施。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

【以下の事項について、人事院に要請する。】

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	規則		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-18		

特例を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。		
特例措置の内容	国立大学教員等が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立大学教員等」の「等」とは、人事院規則14-18に定められている者と解してよいか。</li> <li>・認める「主体」を明示されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴見のとおり。</li> <li>・認める「主体」は、人事院規則14-18に定める承認権者（国立大学の長等）である。</li> </ul>
実施主体	国立大学等、国立大学教員等、研究成果活用事業者	(その他の内容の整理をまって調整) ・「国立大学等」の「等」とは、何か。	・「国立大学等」とは、人事院規則14-18に定める大学、高等専門学校、大学共同利用機関、特定試験研究機関などである。
想定対象地域	特になし		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	国立大学教員等がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。	・「日時の特定」ではなく、あらかじめ定められている公務の時間を除いた勤務時間のうちの時間数及び頻度のみを特定すればよいではないか。	・給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部について職務専念義務を免除することとする措置なので、その免除する日時は特定する必要がある。